

金銭消費貸借証書

令和元年12月16日

名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

三の丸信用組合 殿

住 所 岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号
債務者 ジップ株式会社
代表取締役 刈田兼男

印

住 所 岐阜市美江寺町一丁目1番1号
連帯保証人 刈田兼男

印

（出題者・注）

債務者の住所などの記載はゴム印でなされており、連帯保証人の住所や氏名は手書きで記載されている。

第1条（借入要領）

債務者は、この証書の各条項を承認のうえ、本日、貴組合から下記要領により金銭を借り入れ、確かに受領しました。

- 1 金 額 180万円
- 2 利 率 年8.0%（但し、年365日の日割計算）
- 3 元利金弁済期及び返済方法 元金均等

債務者は、貴組合に対し、2020年1月から2022年12月まで、毎月27日限り（但し金融機関休業日にあたるときは翌営業日）、金5万円の元金を支払います。

債務者は、貴組合に対し、2020年1月から2022年12月まで、毎月27日限り（但し金融機関休業日にあたるときは翌営業日）、前回利払期日（初回については借入日）の翌日から、当該利払期日までの期間に係る利息を支払います。

4 損害金

この約定による債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し年30.0%の割合による損害金を支払います。

第2条（返済方法）

- 1 前条による元利金の返済は自動引落しの方法によることとし、貴組合本店の債務者名義の普通預金口座（口座番号0123456）に毎回の約定弁済日までに弁済金相当額を預け入れしますから、弁済日に請求書なしで引落のうえ、弁済に充当してください。
- 2 債務者は、前項の場合、預金残高が各回の弁済額に満たないときは、その全額について弁済がないものと

されても異議を述べません。

第3条（保証）

- 1 保証人は、債務者がこの約定によって負担する一切の債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については、この約定に従います。
- 2 保証人は、債務者の信用組合に対する預金、定期預金、その他の債権をもって相殺はしないものとします。

第4条（期限の利益の喪失）

債務者又は保証人について、次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、貴組合から通知催告が無くても、この約定によって負担する一切の債務について、当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- 一 支払いの停止又は、破産手続開始、民事再生手続の開始、会社更生手続開始、会社整理開始、もしくは特別清算の申立があったとき
- 二 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 三 債務者又は保証人の預金その他の貴組合に対する債権について、仮差押、差押、滞納処分の命令、通知が発送されたとき。
- 四 住所変更の届け出を怠るなど、債務者の責めに帰すべき事由によって貴組合に債務者の所在が不明となったとき。
- 五 この約定によって負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- 六 貴組合との取引約定に違反したとき。
- 七 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第5条（債務の支払場所）

この約定により弁済すべき金銭の支払場所は貴組合本店とします。なお貴組合が必要と認めた場合に支払場所を貴組合の他の営業所、又はその他の場所に変更することができます。

第6条（期限前弁済）

債務者が本借入について、万一やむを得ない事情により、期限前弁済を行う場合には、貴組合は弁済期限の最も遅い債務より順次弁済に充当するものとします。

第7条（弁済充当方法の特約）

弁済により、この約定による債務全額を消滅させるに足りないときは、貴組合が適当と認める順序方法により充当することができ、債務者、保証人はその充当に対しては異議を述べません。

第8条（届け出事項の変更）

- 1 印章、名義、その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をいたします。
- 2 前項の届け出を怠ったために、貴組合からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとされても異議はありません。